

## 保険法における保険金受取人の権利

### －その取得と放棄について－

日本生命 遠山 優治

#### 1. はじめに

保険法では、生命保険契約の保険金受取人に関する規律が大きく見直され、また、介入権の規律が新設されるなど、保険金受取人の権利の内容も変更されている。そこで、本報告では、保険法における保険金受取人の権利、特にその取得と放棄について検討する。

#### 2. 民法における第三者のためにする契約

民法では、第三者の権利は受益の意思表示時に発生し（537 条 2 項）、第三者の権利の発生後は、契約当事者はこれを変更・消滅させることができない（538 条）。第三者の権利内容は当事者間の契約によって決まり、あらかじめ第三者の権利取得後の変更・消滅を留保したときは、その制限にしたがう。第三者が権利取得後に放棄しても、当事者間で第三者の権利取得が不可欠の目的と定められた場合を除き、第三者に給付すべきことを請求する権利は消滅しないとされる。

#### 3. 改正前商法における第三者のためにする生命保険契約

これに対し、改正前商法では、保険金受取人が第三者であるときは当然に保険契約の利益を享受する一方、保険契約者が別段の意思を表示した場合にはその意思に従うとする（675 条 1 項）。保険契約者が保険金受取人の指定・変更権を留保したときは、保険契約者は一方的意思表示により保険金受取人を指定・変更することができる（675 条 1 項ただし書き、677 条）。保険金受取人の権利の放棄について、保険事故発生前の抽象的な保険金請求権の放棄の場合に、保険金受取人の指定のない契約として自己のためにする保険契約となる点については概ね争いがないが、保険事故発生後の具体化した保険金請求権の放棄については、保険金請求権が確定的に消滅するとする見解と遡って自己のためにする保険契約となる見解に分かれている。前者は、保険事故発生による保険金請求権の確定を重視するもの、後者は、保険契約者の意思を重視するものと考えられる。

## 【創立 70 周年記念大会】

### 第 III セッション

報告要旨：遠山 優治

---

#### 4. 保険法における第三者のためにする生命保険契約

##### (1) 権利の取得

保険金受取人は当然に保険契約の利益を享受するが（42 条）、契約締結時に権利を留保していた場合に限らず、保険契約者は、保険事故が発生するまでは、保険者に対する一方的意思表示により、保険金受取人を変更することができる

（43 条）。契約当事者の「別段の意思の表示」を前提とする改正前商法とは異なり、保険法は、事情の変更により保険金受取人を変更するニーズが生じうるといふ保険契約者の一般的な意思を推定し、保険契約者は保険金受取人を変更することができる旨の生命保険契約における一般原則を法定したものと考えられることができる。

##### (2) 権利の放棄

保険法のもとでも、保険金受取人はその権利を放棄することができる。保険事故発生前の保険金請求権の放棄については、改正前商法の解釈とかわらず、当該保険契約は自己のためにする保険契約となると考えられるが、保険法 42 条の規定が片面的強行規定とされたこと、保険金受取人の変更ができるのは「保険事故が発生するまで」とされる（43 条）など、保険法のもとでは保険事故発生時に保険金請求権の帰属が確定すると考えられることなどから、保険事故発生後に保険金受取人が保険金請求権を放棄した場合には、保険金請求権は消滅すると考えられる。ただし、新設された介入権（60 条～62 条）について、その具体化前に放棄することは、規定の趣旨・性質に鑑み、許されないと考えられる。

#### 5. おわりに

保険法では、従来解釈に委ねられていた点が明文化され、安定した保険実務の運営に資することが期待される。保険金請求権の放棄に関する本報告の結論が保険会社の利得を許すものでないことは当然であり、保険会社としても、保険契約者のニーズに応じた契約内容となるよう常に配慮し、実務対応につとめることが必要である。